

○総務省告示第三百三十三号

平成六年郵政省告示第四百九号（三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

令和六年十一月五日

総務大臣 村上誠一郎

平成六年郵政省告示第四百九号（三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件）は、廃止する。

## 附 則

この告示は、令和六年十二月一日から施行する。